

漁協系統金融機関の令和5事業年度における水協法開示債権等の状況について

(単位:億円、%)

					令和5事業年度末	令和4事業年度末
漁協系統 (83)	総額	与信	債権	債権	6,037	5,902
	水協法開示債権	破産更生等債権	危険債権	債権	260	285
		三月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	債権	79	87
				債権	166	180
				債権	8	8
				債権	7	10
	正水協法開示債権比率	正常債権			5,777	5,617
信漁連 (10)	総額	与信	債権	債権	4,975	4,792
	水協法開示債権	破産更生等債権	危険債権	債権	168	182
		三月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	債権	33	38
				債権	132	139
				債権	1	2
				債権	1	3
	正水協法開示債権比率	正常債権			4,806	4,611
漁協 (73)	総額	与信	債権	債権	1,063	1,110
	水協法開示債権	破産更生等債権	危険債権	債権	92	103
		三月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	債権	46	50
				債権	34	41
				債権	7	6
				債権	6	7
	正水協法開示債権比率	正常債権			971	1,006
					8.7	9.3

資料：水産庁調べ。

- (注) 1. 「破産更生等債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く。)
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予等の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く。)
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から4に掲げる債権以外のものに区分される債権。
6. 計数は単位未満四捨五入のため不突合がある。
7. ()内は、令和5事業年度末時点での対象機関数。

(参考)

○漁協系統金融機関の水協法開示債権等の状況(令和5事業年度末時点)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	水協法開示債権					正常債権 (億円)	水協法 開示債権 比率 (B)／(A) (%)	貸倒引当金	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)	三月以上 延滞債権 (億円)	貸出条件 緩和債権 (億円)			合 計 (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)
漁協系統合計	83 (84)	6,037 (5,902)	260 (285)	79 (87)	166 (180)	8 (8)	7 (10)	5,777 (5,617)	4.3 (4.8)	113 (127)	92 (114)
信漁連	10 (10)	4,975 (4,792)	168 (182)	33 (38)	132 (139)	1 (2)	1 (3)	4,806 (4,611)	3.4 (3.8)	49 (56)	43 (51)
漁協	73 (74)	1,063 (1,110)	92 (103)	46 (50)	34 (41)	7 (6)	6 (7)	971 (1,006)	8.7 (9.3)	64 (71)	49 (63)

(参考)全国銀行及び信金・信組の金融再生法開示債権等の状況(令和5事業年度末時点)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	金融再生法開示債権				正常債権 (億円)	不良債権 比率 (B)／(A) (%)	貸倒引当金	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)	要管理債権 (億円)			合 計 (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)
全国銀行	109 (109)	7,478,520 (7,130,070)	95,790 (87,800)	12,400 (11,590)	60,470 (54,970)	22,930 (21,240)	7,382,730 (7,042,270)	1.3 (1.2)	44,750 (41,820)	23,420 (20,570)
信金・信組	399 (401)	1,079,680 (1,076,210)	38,400 (37,590)	7,290 (7,220)	27,850 (27,000)	3,270 (3,370)	1,041,220 (1,038,570)	3.6 (3.5)		

資料：漁協系統金融機関に関するものは水産庁調べ。全国銀行及び信金・信組に関するものは金融庁調べ。

(注1) 金融庁は、全国銀行及び信金・信組の金融再生法開示債権を公表しており、その中では、水協法開示債権における「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に相当するものが、「要管理債権」として開示されている。

(注2) 計数は、単位未満四捨五入のため不突合がある。

(注3) () 下段は、令和4事業年度末時点の金額等